



平成30年12月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ギ フ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 川 翔
(コード番号：9279、東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 末 廣 紀 彦
(TEL. 042-860-7182)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年12月14日開催の取締役会において、平成31年1月30日開催予定の当社第9期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成30年12月14日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成31年1月30日開催予定の当社第9期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成31年1月30日（水）

定款変更の効力発生日（予定） 平成31年1月30日（水）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| 第 1 章 総則 | 第 1 章 総則 |
| 第 1 条～第 3 条 (条文省略) | 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) |
| (機関構成) | (機関構成) |
| 第 4 条 当社は、株主総会および取締役 | 第 4 条 当社は、株主総会および取締役 |
| のほか、次の機関を置く。 | のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会 | 1. 取締役会 |
| 2. 監査役 | 2. <u>監査等委員会</u> |
| 3. <u>監査役会</u> | (削 除) |
| 4. <u>会計監査人</u> | 3. <u>会計監査人</u> |
| 第 5 条 (条文省略) | 第 5 条 (現行どおり) |
| 第 2 章 株式 | 第 2 章 株式 |
| 第 6 条 (条文省略) | 第 6 条 (現行どおり) |
| <u>(自己の株式の取得)</u> | (削 除) |
| 第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の</u> | |
| <u>規定により、取締役会の決議によ</u> | |
| <u>って自己の株式を取得することが</u> | |
| <u>できる。</u> | |
| 第 8 条～第 11 条 (条文省略) | 第 7 条～第 10 条 (現行どおり) |
| 第 3 章 株主総会 | 第 3 章 株主総会 |
| 第 12 条～第 18 条 (条文省略) | 第 11 条～第 17 条 (現行どおり) |
| 第 4 章 取締役および取締役会 | 第 4 章 取締役および取締役会 |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第 19 条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とす | 第 18 条 当社の取締役 (<u>監査等委員であ</u> |
| る。 | <u>る取締役を除く。)</u> は、 <u>9</u> 名以内と |
| (新 設) | する。 |
| | ② <u>当社の監査等委員である取締役</u> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の選任) 第20条 (新 設)</p> <p>当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこ</p> | <p><u>期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| れに記名押印または電子署名する。 | または電子署名する。 |
| 第27条 (条文省略) | 第26条 (現行どおり) |
| (新 設) | <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> |
| | 第27条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> |
| (報酬等) | (報酬等) |
| 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> |
| (取締役の責任免除) | (取締役の責任免除) |
| 第29条 (条文省略) | 第29条 (現行どおり) |
| 第5章 監査役および監査役会 | (削 除) |
| <u>(監査役の数)</u> | (削 除) |
| 第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> | |
| <u>(監査役を選任)</u> | (削 除) |
| 第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u> | |
| <u>(監査役任期)</u> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------|
| <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> | |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これ議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> | |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会にお</u></p> | |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>いて定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 37 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。</u></p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="236 327 794 443"><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p data-bbox="236 499 536 573">(配当の除斥期間) 第45条 (条文省略)</p> <p data-bbox="459 622 571 656">(新 設)</p> <p data-bbox="459 705 571 739">(新 設)</p> | <p data-bbox="818 499 1139 573">(配当の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1059 622 1123 656"><u>附則</u></p> <p data-bbox="818 705 1315 739"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="818 750 1370 1081"><u>第1条</u> 当社は、第9期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> |